津山市告示

第２号

津山市教育委員会告示

平成３０年１１月１９日

　津山市子ども・若者支援地域協議会設置要綱を次のように定める。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　津山市長 　谷　口　圭　三

津山市教育委員会

教育長　 有　本　明　彦

津山市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　子ども・若者育成支援推進法（平成２１年法律第７１号。以下「法」という。）第１９条第１項の規定により，社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）への適切な支援を図るため，津山市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会の所掌する事務は，次に掲げる事項とする。

⑴　子ども・若者の支援に係る情報交換に関すること。

⑵　子ども・若者への円滑な支援の内容協議に関すること。

⑶　子ども・若者の支援に係る研修に関すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか，協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　協議会は，別表第１に掲げる関係機関及び団体（以下「構成機関等」という。）をもって組織する。

（代表者会議）

第４条　構成機関等の円滑な連携支援について協議するため，協議会に代表者会議を置く。

２　代表者会議は，構成機関等の代表者をもって構成する。

（実務者会議）

第５条　子ども・若者の個別支援に係る情報及び課題を共有し，個別支援の方法等の具体的な内容を協議するため，又は支援に係る研修を実施するため，協議会に実務者会議を置く。

２　実務者会議は，構成機関等の担当者をもって構成する。

３　実務者会議において必要と認めたときは，構成機関等以外の者の出席を求め，その説明又は意見を聴くことができる。

（調整機関）

第６条　法第２１条第１項の子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）は，津山市青少年育成センター（津山市青少年育成センター条例（昭和４５年津山市条例第１６号）第２条の津山市青少年育成センターをいう。）とする。

２　調整機関の事務は，次に掲げる事項とする。

⑴　代表者会議及び実務者会議の主宰及び事務に関すること。

⑵　構成機関等の支援状況の把握に関すること。

⑶　構成機関等の支援の連絡調整に関すること。

⑷　相談窓口に関すること。

⑸　子ども・若者の情報収集に関すること。

（秘密保持義務）

第７条　協議会の事務（調整機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は，正当な理由なく，職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

　（庶務）

第８条　協議会の庶務は，生涯学習部生涯学習課において処理する。

（その他）

第９条　この告示に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

　　　付　　則

　この告示は，公示の日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成機関等の名称等 | | 区分 |
| 津山市 | 環境福祉部社会福祉事務所生活福祉課 | 国及び地方公共団体の機関 |
| 環境福祉部社会福祉事務所障害福祉課 |
| こども保健部こども課 |  |
| こども保健部こども子育て相談室 |  |
| こども保健部健康増進課 |  |
|  | 産業経済部仕事・移住支援室 |  |
|  | 学校教育部学校教育課 |  |
|  | 生涯学習部生涯学習課 |  |
|  | 津山市青少年育成センター |  |
| 教育関係 | 岡山県高等学校長協会美作支部 |  |
| 津山市小中学校長会 |  |
| 福祉関係 | 岡山県津山児童相談所 |  |
| おかやま発達障害者支援センター県北支所 |  |
| 津山市民生児童委員連合協議会 |  |
| 津山市社会福祉協議会 |  |
| 保健医療関係 | 岡山県美作保健所 |  |
| 更生保護関係 | 津山地区保護司会 |  |
| 津山少年サポートセンター |  |
| 雇用関係 | 津山公共職業安定所 |  |
| 津山広域事務組合 |  |
| おかやま地域若者サポートステーション | 特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人その他の団体 |
|  | 津山商工会議所 |
|  | 作州津山商工会 |
| その他 | 特定非営利活動法人未来へ |
| 特定非営利活動法人オレンジハート |
| 弁護士法人岡山パブリック法律事務所 | 学識経験者その他の者 |